

2016年1月18日

京都府府民生活部消費生活安全センター 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地

コープ御所南ビル 4 階

京都府生活協同組合連合会

専務理事 高取 淳

電話:075-251-1551 FAX075-251-1555

京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(中間案)にたいする意見

はじめに

京都府消費生活安全条例で掲げられた、府民の消費生活の安定及び向上を図るための基本理念の実現にむけ、「安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」(2013年～15年)にもとづき、各種施策が実施されていることに敬意を表します。

2013年～15年の3年のなかで、京都府と京都の生協が連携した取組みについても様々な取組みがおこなわれてきました。例えば、大学生協では、消費者教育の取組みとして、くらしのヤングリーダー養成研修・消費者教育セミナーの開催、学生発の同世代向け消費者教育の教材、啓発リーフレットの作成、大学生協生活＆生協利用説明会での消費者トラブル事例の紹介や被害にあわないための防止策の報告等、また、地域生協では、府内の各自治体や社会福祉協議会等との間での地域見守り協定の締結、配送車両に特殊詐欺撲滅啓発ステッカーの掲示や生協組合員に啓発リーフレットの配布、職員研修会での消費生活行政相談員による特殊詐欺撲滅に向けての取組み報告等をおこなってきました。こんごも引続き、行政はじめ関係者のみなさまとともに、京都の生協としての社会的役割をはたしていきたいと考えています。

以下、京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(中間案)にたいする意見を述べます

1. 全体的に

- (1) 次期京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(以下、「行動計画」)の策定にあたっては、現行の「行動計画」(2013年～15年)にたいする到達評価(振り返り)をおこない、こんごの課題を明らかにして策定する必要があります。「中間案」ではその点が十分に伝わってきません。次期行動計画の策定に向け、消費生活審議会・第1回施策推進部会で、現行の「行動計画」にもとづき3年間でたくさんの施策が推進されてきたことが整理され、たたき台として「課題」が明らかにされました。しか

しながら既存の施策が列挙されているのみで、到達評価が明確になっていません。結果的に、第1回施策推進部会で示された「課題」と中間案で示された、京都府の消費生活行政の現状にたいする課題との関係がわかりにくくなっています。事業の継続性ということを考え、現行の行動計画の施策の枠組み（スキーム）にもとづく到達評価を明らかにしたうえで、京都府の消費生活行政の課題を整理する必要があると考えます。

2. 消費者を取り巻く社会状況等について

- (1) 「(1) ネット社会の急激な進展によるトラブル増加」「(2) 高齢化に伴う消費者被害の増加」「(3) 消費行動を通じて社会に貢献する消費者育成への社会的要請」の3分野で構成されていますが、国の施策との関係では、「計画改定の趣旨」で国の関係法令等の制定、改正の動向等について触れられていますが、国の施策との関係で京都府の消費者行政の課題が明らかになるようにしてください。
- (2) 選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられることについて触れていません。消費者教育に関わる分野かもしれませんが、大きな社会状況の変化であり、こんごの施策等の具体化にも繋がることであると考えますので、課題設定ができるように、消費者を取り巻く社会状況等の一つとして記載が必要と考えます。

3. 京都府の消費生活行政の現状と課題について

上記1. で記述しましたが、京都府の消費生活行政の現状と課題について明らかにするためには、現在の行動計画にもとづく到達評価をおこない、その中から課題を明らかにしていく必要があると考えます。事業の継続性が重要と考えますが、今回の中間案ではその点が不十分ではないでしょうか。

4. 施策の方向と施策展開

- (1) 中間案の5 推進体制で「計画に掲げる施策について、庁内関係部局をはじめ、教育委員会、警察等と連携を蜜にし、市町村・消費生活センター等と消費者問題に関する情報の共有に努め一体となって、京都府消費生活審議会や府民の意見を踏まえながら、着実に推進する」となっています。このことを具体的に推進・実施していくためには、次期行動計画に「施策」「施策の概要」「数値目標」「担当部局」等について明確にしておく必要があると考えますので、具体的な施策の一覧表として整理してください。
- (2) 新聞・テレビ・雑誌に加え、インターネットの普及によって、多様な情報が、瞬時にして入手できるようになったことで、ネット上での取引被害だけでなく、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増えています。健康食品にたいする情報やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるトラブル等、安心・安全な消費生活を実現していく上では、情報を主体的に読み解き、必要な情報を入手、活用していくこ

とが求められています。消費者教育として、メディア・リテラシーの学習を強めていくことが今日的には重要になっていますので、具体的施策として検討ください。

(3) 次期「行動計画」の期中で、京都府消費者教育推進計画の改定が予定されています。

次期消費者教育推進計画の改定にあたっては、消費者団体等との意見交換をふまえ、到達評価と課題が明らかになるようにしてください。

(4) 会員生協では、宅配事業をつうじた「見守り活動」が府内に広がってきました。生協のもつ「インフラ機能」を活用した啓発活動等も条件がそろえば可能であると考えていますので、施策の推進にあたっては、生協等との意見交換等の場を設けていただきながら具体的な施策の推進をしてください。

4. 推進体制等について

(1) 推進体制について

府民生活部消費生活安全センターが、行動計画の施策を推進していくうえで、全体のコーディネート機能が果たせるように位置づけることを明記してください。

(2) 消費者団体・事業者団体等との連携・協働について

中間案では「施策の推進については、消費者の利益の擁護・向上を目的として活動する消費者団体……と連携・協働を図る」となっています。生活協同組合は、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的として、1948年（昭和23年）に制定された消費生活協同組合法にもとづき設立された消費者の自主的な非営利組織です。「はじめに」でもふれましたが、京都府と生協が連携・協働し、府民の安心・安全な消費生活を実現するための様々な施策を取組んできました。次期行動計画の推進・実施にあたっては、生協との連携・協働をより一層強めてください。

(3) 進行管理について

中間案では、「施策の進捗状況を把握するため、数値目標を設定するとともに、実施状況について、毎年度、京都府消費生活審議会に報告し、その結果を施策に反映する」となっていますが、数値目標が明確になっていない施策がありますので最終行動計画では全ての施策に数値目標を設定してください。また、単年度ごとの数値目標についても明確にしてください。実施状況の消費生活審議会への報告については、消費者団体等、関係者（団体）の意見をふまえて報告ができるようにしてください。

以上